

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ・ロ（略）</p> <p>ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項 ニ（略）</p> <p>ホ 損害保険会社にあつては、直近の五事業年度における次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額（自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係るものを除く。）</p> <p>(2) 保険事故発生年度別又は保険引受年度別の保険事故に係る直近事業年度までの各事業年度における支払備金及び累計支払保険金の合計額（平均支払期間が長い保険契約の種類に限る。）</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））</p> <p>（略）</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項 イ・ロ（略）</p> <p>ハ 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項 ニ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））</p> <p>（略）</p>

<p>等 保険契約に 関する指標</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 保険種目の区分ごとの正味損害率、正味事業費率及びその合算率</p> <p>三 保険種目の区分ごとの再保険に付した部分の控除を考慮しない発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料(当該事業年度の既経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額をいう。以下この号において同じ。)に対する割合、事業費の既経過保険料に対する割合及びその合算率(自動車損害賠償保障法第五条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項(定義)に規定する地震保険契約を除く。)</p> <p>四 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合</p> <p>五 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた主要な保険会社等(第七十一条第一項各号に掲げる者をいう。第六号及び第七号において同じ。)の数</p> <p>六 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合</p> <p>七 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引受けた主要な保険会社等の指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合</p> <p>八 未だ収受していない再保険金の額</p>
--------------------------	--

<p>等 保険契約に 関する指標</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 正味損害率及び正味事業費率</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--------------------------	---

(略)	経理に関する指標等
(略)	一〇四 (略) 五 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

(略)	経理に関する指標等
(略)	一〇四 (略) (新設)